

○静岡県交通安全対策会議条例

昭和 46 年 3 月 15 日

条例第 1 号

静岡県交通安全対策会議条例をここに公布する。

静岡県交通安全対策会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 17 条第 5 項の規定に基づき、静岡県交通安全対策会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員及び特別委員)

第 3 条 知事が指名し、又は任命する委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 県の部内の職員のうちから指名する委員 14 人以内

(2) 市町長及び消防機関の長のうちから任命する委員 3 人以内

(3) 交通安全対策基本法第 17 条第 3 項第 7 号の規定により知事が必要と認めて任命する委員 5 人以内

2 前項第 2 号及び第 3 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

5 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び特別委員は、非常勤とする。

(一部改正〔昭和 62 年条例 8 号・平成 17 年 82 号・19 年 42 号・25 年 64 号〕)

(幹事)

第 4 条 会議に、幹事 45 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(一部改正〔平成17年条例82号〕)

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月23日条例第8号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月21日条例第82号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年10月25日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。